

〇〇市 空き家バンク事業実施要綱

平成××年××月××日

〇〇市長 〇〇 〇〇

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家に関する情報を提供し、〇〇市と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために実施する〇〇市空き家バンク事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物又は建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク事業 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して紹介を行う事業をいう。
- (4) 定住アドバイザー 既に市内に定住している住民（Uターン者及びIターン者を含む。）の中から市長が任命し、利用希望者に対して、自らの定住体験に基づく情報等を提供、助言し、定住を支援する者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家バンク事業へ登録しようとする所有者等は、〇〇市空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認のうえ空き家バンク事業に登録することとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、申込みをした者（以下「空き家登録者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク事業への登録が適当と認められるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対し、登録を勧めることができる。

(登録した空き家に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。